

令和3年第2回定例会

# 鳴沢村議会会議録

令和3年6月15日 開会

令和3年6月18日 閉会

鳴沢村議会



## 令和3年第2回鳴沢村議会定例会会議録

令和3年6月15日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 小林 清一
7番 小林 昭一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 三浦 直樹

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一  
総務課長 三浦寿得 税務課長 梶原 充  
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 小林昭博  
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人  
教育課長 渡邊 積 会計管理者 渡邊安司

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一  
議会事務局長書記 渡辺和彦

### 7、会議事件

報告第1号 令和2年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告  
報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検

	並びに評価の報告
議案第 27 号	鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件
議案第 28 号	鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
議案第 29 号	鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件
議案第 30 号	鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件
議案第 31 号	鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件
議案第 32 号	鳴沢村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を定める件
議案第 33 号	鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件
議案第 34 号	村道路線の認定及び廃止について
議案第 35 号	令和 3 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 3 号）
議案第 36 号	令和 3 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 37 号	令和 3 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
同意第 4 号	鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件
同意第 5 号	鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件
同意第 6 号	鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件

## 8、本日の議事日程

- |       |            |   |
|-------|------------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名 |   |
| 日程第2  | 諸般の報告      |   |
| 日程第3  | 会期の決定      |   |
| 日程第4  | 報告第1号      | 令和2年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告                             |
| 日程第5  | 報告第2号      | 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告                         |
| 日程第6  | 議案第27号     | 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件                           |
| 日程第7  | 議案第28号     | 鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件         |
| 日程第8  | 議案第29号     | 鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件 |
| 日程第9  | 議案第30号     | 鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件                              |
| 日程第10 | 議案第31号     | 鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件                       |
| 日程第11 | 議案第32号     | 鳴沢村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を定める件                      |
| 日程第12 | 議案第33号     | 鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件                   |

- |         |           |                                 |
|---------|-----------|---------------------------------|
| 日程第 1 3 | 議案第 3 4 号 | 村道路線の認定及び廃止について                 |
| 日程第 1 4 | 議案第 3 5 号 | 令和 3 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 3 号）       |
| 日程第 1 5 | 議案第 3 6 号 | 令和 3 年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 1 6 | 議案第 3 7 号 | 令和 3 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）   |
| 日程第 1 7 | 一般質問      |                                 |

## ◎議長挨拶

議長（三浦直樹君） 令和3年第2回定例会開会に先立ちご挨拶を申し上げます。

皆様、改めましてこんにちは。

本日ここに、令和3年第2回鳴沢村議会定例会へのご参集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多忙の折、全員のご出席を賜り、また、平素から議会の運営に当たりご理解とご支援をいただいておりますことを併せて厚く御礼申し上げます。

さて、昨日より関東甲信も梅雨入りとなりましたが、梅雨空中、現在、65歳以上の新型コロナウイルスワクチン接種が進められております。グリーンゾーン構想を掲げた山梨県内でもクラスター感染が多数確認され、予断を許さない状況であります。今後の職場接種や大規模接種センター等の拡大にも期待していきたいところです。また、6月27日に予定されている村内のオリンピック聖火リレーが無事に成功できるよう、皆で協力していきましょう。

今後も安全で安心な鳴沢村のための議会運営を目指してまいりたいと思います。最後に、本定例会の議案につきまして、慎重審議いただきますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

なお、クールビズのため上着の着用は自由とします。

---

開会 午後3時00分

議長（三浦直樹君） ただいまから、令和3年第2回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

## ◎村長挨拶

議長（三浦直樹君）　ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長　小林　優君。

村長（小林　優君）　改めまして、皆さんこんにちは。

令和3年度第2回鳴沢村議会定例会の開会をお願いしたところ、議員さん全員の参会の下開会できますことに感謝申し上げます。先ほど議長さんも申し上げましたが、気象庁は昨日関東甲信地域も梅雨に入ったとみられると発表いたしました。今日は今のところこのような天気であります。

近年は異常気象といわれ、全国的にも災害が多く発生しており、早く通常気象と思われたい日本の四季のよさが分かる日本になってもらいたいと考えているところでもあります。

昨年からの新型コロナワクチン感染は拡大をし続け、先週山梨県でも10万人当たり全国2位の感染者数といわれ、知事も「過去に例のない重大な局面を迎えており、感染防止対策を徹底してほしい」と発表いたしました。

感染予防対策といわれるワクチン接種ですが、富士北麓6市町村では集団接種を3会場で行い、鳴沢村では富士河口湖町と富士河口湖町中央公民館で高齢者の接種を行っております。

村の実施状況ですが、4月27日の富士山荘の施設入所者50人の接種から始まり、入所者の2回目の接種は終わっております。また、高齢者一般接種についても5月25日より始まっております。

75歳以上の方については、1回目の接種が6月13日までに終了し、本日より第2回目の接種を開始しております。また、政府より高齢者の接種を7月末までに完了するよう要請があったわけですが、当初75歳以上の方の接種が終了してから65歳から74歳までの接種を行う予定となっておりましたが、こ

れを6月12日からの土曜、日曜の午前中に接種を行うよう医師会、日赤と調整を行い、前倒しすることにより、日程的には8月1日までかかりますが、これで高齢者は終了することとなっております。また、高齢者の接種を希望する方の割合が当初は80%で見込んでおりましたが、実施では86.2%と非常に多くの方が接種を希望されております。

次に、一般接種については現在6市町村において協議中であり、詳細については決まっておりませんが、医師会より継続して集団接種を行う方向であること、また、引き続き6市町村で協力して行うことをおおむね了解されております。6市町村においても一般接種の日程等詳細については早急に決定する必要がありますが、ワクチンの供給見込みがなかなか見通せない状況であり、また、国の方針も日々変化するなど難しさがあることを十分ご理解いただきたいと思っております。

なお、18日議員協議会で詳細な質問、説明があると思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

今定例会に提出予定の案件は報告2件、条例改正8件、補正予算3件、人事案件3件を予定しております。短時間ではありますが、慎重審議の上可決くださいますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

---

**議長（三浦直樹君）** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（三浦直樹君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、渡辺宗司君、土屋文明君を指名いたします。

---

## ◎日程第2 諸般の報告

**議長（三浦直樹君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。報告書の内容については、朗読を省略いたします。

次に、5月13日に第1回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣についてはお手元に配布したとおりであります。ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、令和3年第1回定例会において議決した各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員長 渡邊明雄君。

**議会運営委員長（渡邊明雄君）** それでは、議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和3年第1回定例会において本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に申し出、3月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月4日の午前11時及び7日の午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。両日ともに委員全員と議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の

出席がありました。

まず、6月4日の委員会で申合せた事項については、次の4項目です。

1、会期は本日より6月18日までの4日間とし、詳細は配布済みの会期日程表のとおりとすること。

2、議案の委員会付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は6月7日正午までとすること。

4、定例会の開催に当たっては配布済みの案のとおり新型コロナウイルス感染症予防対策を講ずること。

以上であります。

次に、6月7日の委員会で申合せた事項については、次の1項目です。

1、7日正午までに通告が締め切られた3名4件の一般質問通告書の取扱いについて、議長に提出された通告書の件数どおり本会議で全ての一般質問を行うことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 総務教育厚生常任委員長 佐藤博水君。

**総務教育厚生常任委員長（佐藤博水君）** 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和3年第1回定例会において所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月4日午後1時30分より委員会を招集いたしました。委員全員と職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、今年度の委員会活動の内容についての1件です。総務教育厚生常任委員会では、平成28年度より村内の各種団体等との座談会を開催し、意見交換を実施しており、この活動は全国町村議会議長会でも高く評価していただいております。今年度も住民との意見交換等、住民の声を聞くことをテーマに活動していくこととし、今年度の活動内容について協議を行いました。協議の結果、今年度は消防団、スポーツ少年団役員、育成会、ブルーベリー応援隊、ブルーベリージャム組合婦人部、4Hクラブ女性部の6団体を意見交換の対象団体候補とし、そのうち3団体と意見交換会を実施することに決定いたしました。

以上で、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 建設産業経済常任委員長 渡辺次男君。

**建設産業経済常任委員長（渡辺次男君）** 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

令和3年第1回定例会において所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

6月7日午後3時30分より議員控室において委員会を招集いたしました。委員全員と議長、会議事件説明のため振興課長、各担当職員、職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、村が主体となって施行する村道・水道関係工事について、国・県が主体となって施行する工事について、道の駅リニューアルについて、土地開発行為等調整会議の報告について、その他の5件です。

会議ではまず、振興課より今年度予定している村が主体となっ

て施行する村道・水道関係工事及び国・県が主体となって行う村内の工事等についての説明を受けました。

続いて、道の駅リニューアルについて4月22日に実施した道の駅専門部会での協議事項について報告を行い、その内容を基に意見交換を行いました。

続いて、6月7日に開催された「鳴沢村土地開発行為等の適正化に関する条例」に基づく土地開発行為等調整会議の内容について報告を行いました。

最後に、その他協議事項として、事務局より17日の村内視察についての説明を受け、意見交換を行いました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 広報常任委員長 土屋文明君。

**広報常任委員長（土屋文明君）** 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

令和3年第1回定例会において所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、3月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

4月21日午後1時30分及び6月4日午後2時30分より議員控室において広報常任委員会を開催いたしました。両日ともに委員全員と議長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、まず、4月21日なるさわ議会だより第44号案及び議会だよりモニターからの意見についての2件です。

既にご覧いただいたと思いますが、議会だより第44号について、レイアウト、記事内容等について協議し、先月5月1日に配布をいたしました。

今回の議会だよりでは令和3年度当初予算の特集記事をメインに、総務教育厚生常任委員会による4Hクラブとの座談会や建設産業経済常任委員会での道の駅なるさわ改善策等の協議などを掲載いたしました。また、議会だよりモニターからの意見については、誌面に関すること以外の意見が散見されるため、必要に応じて議会だよりモニター制度の趣旨を改めてモニターの方々に伝えていくことといたしました。

次に、6月4日が委員の役割分担等について及び次号議会だより掲載予定の追跡レポートについて、並びに次号掲載予定の新企画の検討についての3件です。

会議では委員会の委員構成が変更されたことに伴い、議会だより作成に関わる委員の役割分担を決定いたしました。また、次号に掲載する追跡レポートは令和2年に行われた一般質問のその後の執行部の対応を追跡調査した記事を2件掲載することとし、新たな企画として議員改選後2年経過したことを各議員が振り返る内容の特集記事を掲載することを決定いたしました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

**議長（三浦直樹君）** 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月18日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月18日までの4日間と決定しました。

---

◎日程第4 報告第1号 令和2年度鳴沢村一般会計繰越明  
許費繰越計算書の報告

議長（三浦直樹君） 日程第4、報告第1号令和2年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

この件について報告を求めます。会計管理者。

会計管理者（渡邊安司君） 報告第1号令和2年度鳴沢村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご報告いたします。

地方自治法第213条第1項の規定に基づき、令和2年度事業の一部を令和3年度へ繰り越す必要があり、本年第1回定例会において議決していただいた繰越明許費及び令和3年専決第2号にて変更した繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

一般会計が4事業、総額1,457万8,000円を繰越明許費として設定しておりますが、このうち一部事業について令和2年度内に執行することができたことにより198万4,000円を差し引いた1,259万4,000円を繰り越しました。

事業の内訳は、道の駅なるさわ運営事業558万1,000円、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業287万2,000円、中山間地域総合整備事業14万1,000円、道路敷分筆所有権移転登記事業400万円となっており、これらの財源として国庫支出金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金287万2,000円、社会資本整備総合交付金279万円、一般財源693万2,000円を繰り越しました。

いずれの事業も様々な要因により令和2年度内では執行が困難

となったため繰越明許としたものですが、鋭意計画的に事業を執行していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で報告第1号についての報告を終了します。

**議長（三浦直樹君）** 以上で報告第1号の報告を終了いたします。

なお、この報告については地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告のみで足りるものであることを申し添えます。

---

**◎日程第5 報告第2号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告**

**議長（三浦直樹君）** 日程第5、報告第2号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の報告を議題といたします。

この件について報告を求めます。教育長。

**教育長（渡邊伸一君）** 報告第2号教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価についてご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、令和2年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行いましたので、報告いたします。

自己点検・評価シートの評価項目、評価内容、今後の方針等は教育委員の意見、助言を受け作成し、去る5月17日開会の令和3年度第5回鳴沢村教育委員会定例会において承認されております。

表紙の次が評価の報告書です。評価項目につきましては、鳴沢村第5次長期総合計画の基本計画の施策に基づき、教育委員会の活動についての評価、教育委員会が管理執行することについ

ての評価、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務についての評価を大項目として分類し、各項目を中項目、小項目に分類して3段階評価を行っております。評価の基準につきましては前年度と変更はありません。

主な部分をご説明申し上げます。

「教育委員会の活動」は小項目に定例会、事務局との連携、首長との意見交換、学校訪問などの項目がありますが、良好に運営されているものと判断しております。

「教育委員会が管理執行すること」に関しては、規則等の改正を適切に行っております。また、人事では村単教員の採用や小学校からの要望を共有し、県費教職員人事の内申を行っており、良好に運営されているものと判断しております。

「教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務」の「(1)学校教育の充実」の①、②につきましては、ふじざくら支援学校との交流などを通して福祉の心を育てる取組や、リサイクル活動、ごみ拾いを通じた環境教育にも引き続き取り組んでおります。

③国際理解教育の推進につきましては、英語教育についての新学習指導要領に対応できるよう三・四年生の英語活動、五・六年生の英語科の授業に英語専科講師を配置し、担任と一緒に指導を行っております。

④情報活用能力の育成につきましては、GIGAスクール構想に基づいた高速大容量ネットワークの整備と児童一人一台端末の整備を令和2年度中に完了し、よりよい環境でICT関連機器を活用しながら情報教育に取り組んでいるところであります。

⑥特別支援教育につきましては、各関係機関との情報交換を行い、児童に対する支援と指導の方法について協議しております。また、村単教員を4名採用し、特別な配慮を必要とする児童へ

の支援及び指導を行っております。また、村単教員には基礎的な学力の定着を図るため、3年生以上を対象に週2日の放課後教室、教科は算数になります、を実施しております。

⑦学校施設の整備につきましては、感染症対策として新たに廊下と特別教室に網戸を設置し、特別教室などの扇風機が設置されていない教室につきましては扇風機を設置しました。

⑧教職員研修の充実につきましては、村単独で研修を実施することは費用や人力的に不可能であるため、河教や県の実施している研修に参加するよう促しております。

⑨開かれた学校づくりにつきましては、学校評議員会を開催し、関係者との連携・協力により各方面からの意見を参考にしながら学校づくりに努めています。例年であれば学校開放日を3日設けているところでありましたが、令和2年度は感染症対策のため実施することができませんでした。

「(2) 青少年の健全育成」につきましては、遊学館での随時の相談業務、青少年育成会指導員による奉仕活動などを通し、健全育成に努めております。

裏面をお願いいたします。

「(3) 文化活動の推進」につきましては、各種教室を年間約100回開催し、文化協会は専門部8部、73人で事業を実施しております。芸術文化活動の発表機会につきましては、感染症の影響により文化まつり、芸能祭を開催することができませんでしたが、保護者向けの発表会を開催したことや、いきやりの湯に作品を展示し、住民の目に触れる機会を設けました。

「(6) スポーツ、レクリエーションの推進」につきましては、体育協会専門部に運営を委託し、村民ゴルフ大会に49名、村民スキー教室に37名の参加がありました。県体育祭りへの参加を推奨し、スキー競技町村の部では2位の成績を収めました。

昨年度のスポーツ少年団加入者は72名でありました。スポーツイベントに関してはヨガ教室は延べ254名、歩け歩け大会は67名、ボルダリング教室は延べ42名の参加がありました。今後も南都留地区や全国のスポーツイベントの情報を注視してまいります。

以上で、報告第2号についての報告を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号の報告を終了いたします。

---

**◎日程第6 議案第27号 鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件**

**議長（三浦直樹君）** 日程第6、議案第27号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

**住民課長（小林昌信君）** 議案第27号鳴沢村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

厚生労働省から新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等について、財政支援を令和3年度も同様に取り扱うことが示されたため、条例の改正を行うものであります。

改正点をご説明申し上げます。議案の1ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限の保険税を減免できるようにするため改正を行うものであ

ります。

附則として、公布の日から施行し、改正後の附則第14項の規定は令和3年4月1日から適用するものであります。

以上で、議案第27号の提案理由についての説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第7 議案第28号 鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第8 議案第29号 鳴沢村特定教育・保育施設及び  
特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部を  
改正する条例を定める件

議長（三浦直樹君） 日程第7、議案第28号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第8、議案第29号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（小林昌信君） 議案第28号鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件及び議案第29号鳴沢村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令により、家庭的保育事業等で保育の提供が終了した3歳以上児を受け入れる連携施設に国家戦略特別区域小規模保育事業を加えるための改正が行われました。本村は国家戦略特別区域小規模保育事業の適用外であるため、文言のみの改正を行うものであります。

また、鳴沢村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に電磁的記録による方法を認める規定が追加さ

れたことに伴い、基準省令に準じた改正を行うものであります。

議案第28号、1ページから3ページ2行目まで及び議案第29号の全文は文言のみの改正となります。議案第28号の3ページ4行目の雑則につきましては、諸記録の作成など書面で行うものについて電磁的方法による対応を認める改正を行うものであります。

附則としまして、議案第28条及び29条は公布の日より施行するものであります。ただし、議案第28号の雑則は令和3年7月1日より施行するものであります。

以上で、議案第28号及び議案第29号の提案理由について説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第28号及び議案第29号の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、議案第28号及び議案第29号の2件は原案のとおり決定しました。

---

**◎日程第9 議案第30号 鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件**

**議長 (三浦直樹君)** 日程第9、議案第30号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

**福祉保健課長 (小林昭博君)** 議案第30号鳴沢村介護保険条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の令和3年度における減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」の事務連絡が令和3年3月12日に発出されたことに伴い、令和3年度における減免の実施に当たり所要の改正を行う必要があるため条例の一部を改正するものであります。

改正点につきましては、議案1ページ、附則第6条第1項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第1号中「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」に改め、「維持する者」の次に「（以下「主たる生計維持者」とい

う。)」を加え、同項第2号中「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等」を「主たる生計維持者の事業収入等」に、同号イ中「減少する」を「主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少する」にそれぞれ改めるものであります。

なお、議案3ページ、附則として施行期日等については、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第6条第1項及び次項の規定は令和3年4月1日から適用するとし、経過措置については、令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の第6条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381号）第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とするものであります。

以上で議案第30号の提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (三浦直樹君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第10 議案第31号 鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第11 議案第32号 鳴沢村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第12 議案第33号 鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件

**議長 (三浦直樹君)** 日程第10、議案第31号鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件から日程第12、議案第33号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

**福祉保健課長 (小林昭博君)** 議案第31号鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件から、議案第33号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件までの3議案について、提案理由をご説明

申し上げます。

本条例改正につきましては、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）が令和2年10月1日に施行されたことに伴い、それぞれの条例の一部を改正する必要があるためであります。

改正内容としましては、個人番号カードの健康保険証としての利用を開始するに当たり、個人番号カードの利用者証明用電子証明書を用いて、被保険者等であることの資格確認を行う電子資格確認が追加されたことに伴うものであります。

議案第31号鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例の1ページをご覧ください。

第6条中「医療保険各法に規定する被保険者証または組合証及び」を「電子資格確認等により各種医療保険の被保険者等及び被扶養者であることの確認を受け、」に改めるものであります。また、議案第32号鳴沢村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例及び議案第33号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましても同様の改正を行うものであります。

なお、附則としてこれらの条例は公布の日から施行し、令和2年10月1日から適用するものであります。

以上で議案第31号鳴沢村子ども医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を定める件から議案第33号鳴沢村ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を定める件までの3件の提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第31号から議案第33号までの3件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第33号までの3件は原案のとおり決定しました。

---

### ◎日程第13 議案第34号 村道路線の認定及び廃止について

**議長(三浦直樹君)** 日程第13、議案第34号村道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。振興課長。

**振興課長(木暮富人君)** 議案第34号村道路線の認定及び廃止の件について、提案理由をご説明申し上げます。

開発予定に係る村道414号線の一部払下げ予定があるため、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、村道の認定及び廃止を行います。また、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるた

め、提案するものです。

議案の1ページをご覧ください。

廃止は村道414号線の1路線です。認定は同じく村道414号線の1路線となります。

なお、議会の議決が必要となるのは、各路線の起点・終点に変更となる場合であり、また、路線の起点・終点に変更がある場合、変更という方法ではなくそれぞれの路線を一度廃止し、認定し直すものであることをあらかじめご了承ください。

詳細についてはお配りしてあります議案第34号の参考資料をご覧ください。

参考資料の1ページが村道414号線の廃止及び認定の事由、延長、面積の詳細で、2ページが位置図、3ページが実測図、4ページが現地写真となります。開発予定に係る村道414号線の一部払下げ予定に伴うもので、村道414号線全体をまず廃止し、開発区域外となる字犬ノ子草里4386番1から以西を再度認定するものです。

以上について道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上で議案第34号の提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで地方自治法第117条の規定により、渡邊明雄君の退場を求めます。

（8番 渡邊明雄君 退場）

**議長（三浦直樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

渡邊明雄君、入室願います。

(8番 渡邊明雄君 入場)

**議長(三浦直樹君)** 渡邊明雄君に報告いたします。

本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第35号 令和3年度鳴沢村一般会計補正予算(第3号)

◎日程第15 議案第36号 令和3年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

◎日程第16 議案第37号 令和3年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第1号)

**議長(三浦直樹君)** 日程第14、議案第35号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算(第3号)から日程第16、議案第37号令和3年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第1号)までの3

件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者からの提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 議案第35号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）から議案第37号令和3年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）の3件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

令和3年度の各会計歳入歳出予算の総額に緊急を要するものとして新たに1,484万3,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算の総額を30億81万6,000円とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、職員の人事異動に関する人件費を初め、土木防災対策事業850万円、小学校管理運営費360万円、簡易水道事業特別会計繰出金275万円などで早急に対応しなければならないものとして計上しております。これらの事業実施に係る財源として国庫支出金11万5,000円、県支出金17万3,000円、諸収入50万円、前年度からの繰越金983万1,000円を見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む令和3年度予算と令和2年度から令和3年度に繰越明許させていただいた予算の総額は30億1,341万円となります。鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第35号から議案第37号までの提案理由の説明を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号から議案第37号までの3件については、会議規則第36条第1項の規定により

予算決算常任委員会に付託の上審査することにいたします。

---

### ◎日程第 17 一般質問

議長（三浦直樹君） 日程第 17、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

小林昭一君からの「現役世代の健康増進の方策について」の質問を許します。7番 小林昭一君。

7番（小林昭一君） 現役世代の健康増進の方策についてお伺いいたします。

村民誰もがコロナ禍に巻き込まれ、生活や健康に影響が出ていると思います。6月5日現在日本の新規感染者数は2,589人と高止まりの感が否めません。村内では感染者も少なく、村民の日頃からの行動に敬意を表します。

さて、コロナは必ず収束すると思われませんが、アフターコロナの村民への健康が大変心配されます。高齢者に対し村では脳イキイキ教室や貯筋会などの活動参加者にポイントを付与し、楽しみながら健康増進ができる施策を実行しております。

大変よい施策ではないかと思いますが、現役世代、特に40歳から65歳までの世代に対しても同じような施策が重要ではないかと思います。

例えば、村内の40歳以上を対象とし、健康ポイント積立制の新制度設置を試みてはいかがでしょうか。ポイントがたまれば新たなプレミアム商品券やJA商品券などとの交換制度を行うなど、付加価値をプラスし、広く村民に広がるようにリスクそのものを減らす健康プログラムとしてはいかがでしょうか。これからの民生費抑制にもつながると思います。

アフターコロナにおける40歳から65歳までの世代に対する健康増進のための新たな施策を実施していく考えはありますか。

村長の考えを伺います。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林昭一議員からの現役世代の健康増進の方策についての取組について質問がありましたが、お答えさせていただきます。

現役世代への健康づくりに対するポイント制の導入ということですが、現在、健康の維持・増進を目的にして実施している事業については、福祉保健課においては特定健診等で要指導とされたハイリスク者への健康教育や健康教室などが中心となっており、一般向けの健康づくり事業はたっしやまつりやヘルシークッキング、スポーツ栄養講座などを行っておりますが、少ないのが現状であります。また、教育委員会、社会福祉協議会でも各教室やイベントを開催するなどしておりますが、特定のスポーツに絞られるなど参加者が固定している状況が見受けられます。

高齢者のポイント付与については、65歳以上の希望する高齢者に「たっしやになるなるカード」を配布し、ふれあいグラウンドゴルフ大会、高齢者福祉スポーツ大会、歩け歩け大会、高齢者学級の4授業に参加した方に1ポイントを付与し、12ポイントたまると賞品をお渡ししているもので、参加している高齢者の方には楽しみの一つとして喜ばれているものと考えております。

しかし、現役世代のポイント制となると、先ほど申し上げたとおり一般の方が多く参加できるイベントが少ないのが現状です。村としても、村民の皆様が健康づくりの増進につながる事業を増やしていくことは必要と考えておりますが、現役世代の皆様は高齢者と違いほとんどの方がふだん仕事を持っており、プライベートでも忙しく、教室などを開催してもなかなか参加して

いただけないのが現状であります。また、近年では区の陳情にもありますように体育祭を開催しないでもらいたいといったような意見もあるなど、時代の移り変わりとともに多種多様な価値観が存在する時代となり、村の事業を行うに当たっても時代に沿った形でのイベントを行っていく必要があるのではないかと感じております。

小林昭一議員がおっしゃるとおり、健康増進については、若い世代からの生活習慣の改善や健康意識の向上が大切です。現役世代の中でも健康意識が高い方々は自分自身で健康管理を行い、自分の趣味を活かしたり、また、上手に時間をつくり、健康への取組を行っております。村でも、教育委員会においてトレーニングルームを無料開放しておりますが、多くの方が利用し、健康づくりに取り組んでおります。健康への取組は本来、自分自身で気づき、行うことが大切です。

このようなことを考えますと、今後は健康意識が低い方へどのように健康意識を高めていくかが課題となります。村としてもこのことを踏まえ、事業実施後も各個人がおのおのにおいて継続して行えるような事業を実施し、支援を行っていくことが必要であろうと考えます。今後先進的な自治体で実施している効果的な事業を調査研究し、事業実施について検討していきたいと考えております。議員の皆様におかれましても、何か参考となるような事業等ありましたら、ぜひともご提案をいただきたいと思っております。

以上で小林昭一議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（三浦直樹君）** 7番 小林昭一君。

**7番（小林昭一君）** ありがとうございます。健康ポイントの対象となるものにゴルフ、テニス、各種スポーツ運動や健康状態を

改善するスポーツイベント等への参加、フィットネスジムの利用、歩数の計測、健康診断の受診、その後の保健師による健康改善プランなどの実施などの取組が考えられます。

某生命保険会社では、このような運動や健康診断などの取組をポイント化し評価するという仕組みを通じて保険料の値引きを行ったり、反対に割増も行ったりしているようです。

フレイル予防や脳の活性化による認知症予防にもつながる健康システムの構築、非常に重要ではないかと思えます。他の市町村では、甲府市などでは健康リーダー養成講座等を開き、一般の市民等にも参加していただきながら行う方策も考えていらっしゃるようです。当村でもスポーツ推進委員などがありますので、うまく活用し連携しながら運動を長く続ける方法を模索していただければと思います。

以上で質問を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で小林昭一君の一般質問を終わります。

次に、「富士山噴火への備えは」の質問を許します。5番 渡辺次男君。

**5番（渡辺次男君）** 富士山噴火への備えについて村長に伺います。

今年3月に公表されました富士山噴火ハザードマップの改訂版では、噴火の際の溶岩流や火砕流等の到達範囲は大幅に拡大され、到達時間も早くなりました。本村役場への溶岩流の到達時間は2時間半と予想されています。

富士吉田市では住民説明会が行われ、富士山科学研究所の研究員が「富士山の噴火の性格を的確に知り、正しく逃げるのが大事。常に噴火を意識することが最大の防御」と呼びかけました。本村でも住民説明会を開催する考えはありますか。

また、富士山火山防災避難マップの更新及び避難計画の策定も必要と思いますが、今後どのように対応されるか伺います。

議長（三浦直樹君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡辺次男議員の富士山噴火への備えはという質問ですが、防災関係所管の総務課長に答弁をお願いいたします。

議長（三浦直樹君） 総務課長。

総務課長（三浦寿得君） それでは、渡辺次男議員からの「富士山噴火への備えは」についての質問にお答えいたします。

山梨、静岡、神奈川3県などで行う富士山火山防災対策協議会は、3月26日、富士山噴火の被害を想定したハザードマップの改訂版を公表し、山梨県ホームページで閲覧することができます。

現行のマップは国が2004年（平成16年）に策定し、富士山火山防災対策協議会が2018年（平成30年）から改定に着手し、2020年（令和2年）になりますが、小規模噴火時の溶岩流と火砕流のシミュレーションを中間報告として公表し、今回の改訂版は新たに中規模と大規模噴火時の溶岩流、融雪型火山泥流などの結果を追加しました。

先ほど渡辺次男議員からの質問趣旨の中で「噴火の際の溶岩流や火砕流等の到達範囲は大幅に拡大され、到達も早くなり、本村役場への溶岩流の到達時間は2時間半と予想されている」との発言がありましたが、今回のハザードマップ改訂作業では溶岩流や火砕流等が居住地域へより早く到達し、影響範囲がより広がるよう状況をシミュレーションするために計算開始点を想定火口範囲の外口で流れる速度が速くなる傾向や、広範囲に広がる傾向が得られるように設定したと伺っています。つまり、計算地点が必ずしも火口というわけではなく、到達時間については最短2時間半で役場に達する可能性があるといっていることに注意が必要です。

現行の富士山火山広域避難計画は、平成27年3月に国により策定されました。村ではこの計画を基に具体的な避難行動を定めた鳴沢村富士山火山避難計画を平成29年3月に策定しております。

富士山火山防災対策協議会ではハザードマップ改訂に伴い、山梨、静岡、神奈川3県と関係機関による広域避難計画を令和4年3月を目標に見直す予定であります。これを受け、村でも見直しを行った避難計画を基に具体的な避難等についての鳴沢村地域防災計画や鳴沢村富士山火山避難計画の見直しを行う予定です。

また、住民説明会の開催予定についてですが、自然災害はまず、情報を正しく知ることが大切です。富士山火山について正しく理解していただくために、現在山梨県では改訂された富士山火山ハザードマップの説明動画を作成しております。村としては多くの住民の方に知っていただくために、県が作成した説明動画を村のホームページに掲載し、まずは富士山火山について正しく理解していただくことから始めます。新しい広域避難計画を基に鳴沢村地域防災計画や鳴沢村富士山火山避難計画の見直しを行った上で、様々な方法により住民への説明を行っていきたいと考えております。

以上で渡辺次男議員からの質問の答弁とさせていただきます。

**議長（三浦直樹君）** 5番 渡辺次男君。

**5番（渡辺次男君）** 富士山科学研究所の藤井所長は、講演で「前回の宝永噴火から300年の間隔が空いているのが、非常事態と言わざるを得ない。いつ噴火してもおかしくない」と話されています。

先ほど課長が説明されました富士山噴火による溶岩流のシミュレーション動画を県が作成しましたが、この動画の活動

方針としては、この動画を収めたDVDを市町村等に配布して普及啓発活動を行う。市町村が開催する住民説明会等に求めに応じて県の担当者が参加し、この動画を用いた説明会を行うなどとされています。

6月6日には山中湖村でも住民説明会が開催されております。富士山科学研究所の研究者らはハザードマップの見方の説明や溶岩流のシミュレーション動画を紹介し、事前に家族や地域住民との情報を共有し、噴火時に取る行動をあらかじめ考えてほしいと訴えました。また、富士河口湖町ではハザードマップについて説明する映像を地元のケーブルテレビ河口湖で放映し、住民への周知を図ると報道されています。鳴沢村での周知方法はちょっと不足しているんじゃないかなと思います。富士山噴火を正しく理解し、正しく恐れることが大切だと思います。できるだけ早期の住民説明会の開催をお願いし、質問を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 以上で渡辺次男君の一般質問を終わります。

次に、「大雨災害時の避難情報の変更に伴う周知計画は」の質問を許します。4番 土屋文明君。

**4番（土屋文明君）** 大雨災害時の避難情報の変更に伴う周知計画に関する質問であります。

近年地球温暖化が進み、気象庁の統計でもこの30年から40年で豪雨が2倍近くに増えています。当村には河川がないとはいえ、富士山に降る猛烈な雨は村内全域に被害をもたらす可能性があり、全域への避難指示が出ることが推定されています。

本年5月20日から大雨などの災害時に自治体が発信する避難情報が変更になりました。こちらが国で配っている避難情報のチラシになります。今までは、「避難準備」や「避難勧告」など住民が判断しにくい表現から、今回は警戒レベル3の「高齢

者等避難」で、高齢者、障害者などの避難を、レベル4の「避難指示」で全員が避難するなど大変分かりやすく改定されました。

ところが、昨年末の大手損保会社の調査では、ハザードマップで自宅の災害リスクを確認していると答えたのは49%と半数を割り、ハザードマップを見たこともない、あるいは存在すら知らないとの回答は20%でした。

そこで、今後住民の命を守っていくためには、1つ、最新のハザードマップを示し、地区ごとの災害リスクを認識するよう周知徹底した住民説明会をどのように実施していく計画を持っているか。2つ目はコロナ禍の中で前出のレベル4発信で感染防止対策を施した避難所は現在どんな状況になっているか。このようなことを、最新の現状の態勢について、2点をお伺いいたします。

**議長（三浦直樹君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 土屋文明議員からの大雨災害時の避難情報の変更に伴う周知徹底、また、計画についての質問ですが、これも防災所管課長であります総務課長から答弁させていただきます。

**議長（三浦直樹君）** 総務課長。

**総務課長（三浦寿得君）** それでは、土屋文明議員からの「大雨災害時の避難情報の変更に伴う周知計画について」の質問にお答えいたします。

土砂災害ハザードマップは、地面にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、弱くなった斜面が突然崩れ落ちる「急傾斜地の崩壊」や、谷や斜面にたまった土、砂、石や木が集中豪雨による水と一緒に流れて一気に流れ出してくる「土石流」が発生する危険箇所を表示したものです。

現在の土砂災害ハザードマップは、山梨県が平成24年度までに完了した地形データに基づく調査により作成したものです。当初作成時から県の調査内容に変更はないため、村の土砂災害ハザードマップの警戒区域については変更しておりません。土砂災害警戒区域の変更はありませんが、本年5月から自治体が発する避難情報が変更されました。警戒レベル3で「高齢者等避難」を発し、警戒レベル4では「避難勧告」を廃止し、住民が分かりやすいよう「避難指示」とすることや、避難時の心得等について修正点もありますので、新しい土砂災害ハザードマップの作成を計画しております。

土砂災害ハザードマップの周知とその使い方については、令和元年度の防災訓練に合わせて、組の防災リーダーを通じてハザードマップを配布していただき、自分の家の場所を確認していただきました。また、避難訓練に参加した約150名を対象に実施した防災教室で、ハザードマップの見方や避難行動のタイミングについても説明させていただきました。

こうした訓練の成果により、山梨県に初めて大雨特別警報が発令された令和元年10月の令和元年東日本台風時には、土砂災害警戒区域等に住まわれている35名の住民が総合センター避難所に避難されました。

今後も村広報誌や防災訓練を通じて土砂災害への備えについて周知してまいります。

2つ目の質問の「コロナ禍の中でレベル4、避難指示発令で感染防止対策を施した避難所はどのような体制になっているのか」についてですが、新型コロナウイルス感染症が流行している中で、災害が起きた場合に求められるのは密集を避けた避難です。避難をする場所は必ずしも避難所だけではなく、土砂災害警戒区域の外に出ることが避難ですので、親戚、友人宅への避難や、

車で避難することも考えていただきたいと思います。

令和元年東日本台風の避難指示の際にも、避難所に避難されたのは35名のほかに、土砂災害警戒区域内にお住いの多くの方が土砂災害警戒区域外の親戚、友人宅や区域外の大規模駐車場に避難したと聞いております。

避難所を開設する場合は、当然ながらコロナウイルス感染防止対策を行って避難所運営を行います。避難所を利用する場合には、昨年の広報誌でもお知らせしておりますよう、各自でも体温計、消毒用アルコール、マスクを持参して避難所をご利用していただきたいと思います。開設避難所はあらかじめ部屋の広さに応じた定員を設定しております。また、避難された方は家族ごとにパーティションで仕切るなどしてプライバシーにも配慮した運営を行うこととしております。

以上で土屋文明議員からの質問の答弁とさせていただきます。

**議長（三浦直樹君）** 4番 土屋文明君。

**4番（土屋文明君）** 避難所の情報等について、今たくさんお話いただきました。

最新版の損保のデータですが、ハザードマップは20%が知らない、災害リスクを確認していないのが49%あるということがありますので、令和元年に防災の避難訓練をやったということですが、それから何年かたっておりますので、最新版のデータでもこうなっています。したがって、そういう状況をどこかでアップデートしながら、もうちょっと細かく住民にお知らせするのがよろしいかなと思います。

また、これ、告知ポップというんですかね、チラシというんですかね、これは鳴沢村ではまだ配っていないですよ。これは今月の富士吉田市の広報です。この中の10ページ目には、最初のほうは富士山の噴火のマップが3ヶ月にわたって出るそう

です。これに同じように避難指示が載っています。これ、例えば国道沿いを走っていきまして、勝山の交差点のところの左側に富士河口湖町がやっている花壇とか、ポスターがあるんです。そこにはこれのA1、いわゆるこれの6倍ぐらいですかね、そのポスターが貼ってありますので、やはりこういうものをこつこつと告知していく活動はやっていただきたいなと思います。

それともう一つ、先日NHKのニュースで知ったのですが、富士吉田市が県立富士北稜高校の生徒向けに防災の出前授業をやったというニュースを拝見しました。印象的だったのは、受講した生徒が災害の怖さを改めて知って、避難に向けた準備品や避難場所について今日帰って家族と話したいといったコメントをしていました。やはり、出前授業実施の成果だと思います。こういうことも、やはり我々の村内でも、少しでもお子さんたちにも知っていただけるように今後徹底していただきたいと思っています。

以上で質問を終わります。

**議長（三浦直樹君）** 続いて、「脱炭素と創エネ推進の取り組みは」の質問を許します。4番 土屋文明君。

**4番（土屋文明君）** 脱炭素と創エネ推進の取組についての質問であります。

地球温暖化、気候変動問題への取組として本年2月、山梨県と県内全27市町村は共同でゼロカーボンシティ宣言を行いました。県内全市町村の宣言は全国では初めてとのこと。これはご承知のとおり2050年までに二酸化炭素、CO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロにするということを目指しているものです。これを受けて既に県内の自治体では様々な取組を開始しています。

例えば市川三郷町では、公共施設の省エネや太陽光発電などエネルギーを創る創エネの推進を、富士吉田市は太陽光パネルな

ど再生可能エネルギーの設置費補助金の継続実施や西桂町では公用車に電気自動車、EVなどの導入が始まっています。特筆すべきは、富士川町では2022年完成予定の新庁舎に大幅な省エネと創エネを取り入れ、最終的に一次エネルギーの消費を収支ゼロにした環境にやさしい庁舎づくりを目指しているようです。

こうした取組には環境省が推奨するZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）制度があります。これには国の補助金制度が設けられています。

そこで、このような取組の中、当村の現在計画中の新庁舎建設に当たって、こうしたエネルギー消費量削減の対策と補助金制度の活用について今後どう考えて着手していくかをお尋ねします。

これは平成30年3月の新庁舎検討委員会の報告書を確認しましたが、その中では創エネ・脱炭素については踏み込んでいなかったことからの質問でもあります。

**議長（三浦直樹君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 土屋文明議員からの脱炭素と創エネルギー推進の取組についての質問にお答えさせていただきます。

土屋議員のおっしゃるとおり本村も今年2月に山梨県と共に「やまなしゼロカーボンシティ」宣言を行いました。本村でも2050年までのCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロを目指し、各種施策を取り込んでいくつもりでおります。

現在行っている施策としては、太陽光発電設備・太陽熱温水器設置への補助金交付、平成26年度に道の駅なるさわへ整備いたしました急速充電設備、また、森林の除間伐を行い、二酸化炭素吸収促進が図られる取組を行っております。さらなるCO<sub>2</sub>排出量削減のために、電気自動車の普及促進を始めとした

様々な取組について庁舎全体で検討していきたいと考えております。

現在計画中的の新庁舎建設に当たってのCO<sub>2</sub>削減やZEB補助金の活用についてですが、庁舎建設時には断熱効果の高い建築資材を用いた省エネや、太陽光発電設備・蓄電池による創エネ、蓄エネを行うことにより、有利な補助金を活用できる庁舎を建設していきたいと考えておりますが、噴火や寒冷地の対策を考慮した建築にする必要があると思いますので、費用対効果を考えながら進めたいと思っております。

しかしながら、3月定例会でも答弁いたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大への対応、また、建設用地の取得が難航していることなどにより、当初予定しておりました2022年の完成は困難な状況となってしまいました。まずは、建設地を確保し、ゼロカーボンを意識した庁舎建設を進めていきたいと考えておりますので、議会の皆様にも格段のご協力をお願いしたいと思います。

以上で土屋文明議員からの質問の答弁とさせていただきます。

**議長（三浦直樹君）** 4番 土屋文明君。

**4番（土屋文明君）** ただいま、今日初めてZEB対策含めた省エネ、創エネの計画が始まるということを知って、私、平成30年までの庁舎整備検討委員会のメンバーで2年間、ずっと作業をさせていただいていたので、特に気になっていて、5月末の富士川町のZEBでやるという大きな記事が出たので確認させていただいた次第です。

とにかくZEBが、ここに書いてあるとおり、減らす「省エネ」とエネルギーを創って差引きトントンにするということが非常に重要だということが決まっています。当地のほうからも環境副大臣が任命されているわけですから、特に注目されやすい地

域で、やはりきちっと、山梨県は全国で最初、全部やっているところは山梨しかないということがありますので、2022年まで大変だと思いますが、ぜひとも、大変な作業ですが、脱炭素と創エネ推進の実現をお願いして質問を終わりたいと思います。

**議長（三浦直樹君）** 以上で土屋文明君の一般質問を終わります。  
以上で一般質問を終わります。

---

**議長（三浦直樹君）** 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。  
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は6月16日から17日までの2日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。

したがって、本会議は6月16日から17日までの2日間を休会とすることに決定しました。

なお、本会議は6月18日午後3時から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後4時31分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年6月15日

議会議長

署名議員

署名議員



令和3年6月18日再開

1、出席議員

1番	三浦雄一郎	2番	渡辺正人
3番	渡辺宗司	4番	土屋文明
5番	渡辺次男	6番	小林清一
7番	小林昭一	8番	渡邊明雄
9番	佐藤博水	10番	三浦直樹

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 渡邊伸一  
総務課長 三浦寿得 税務課長 梶原 充  
企画課長 渡邊英博 福祉保健課長 小林昭博  
住民課長 小林昌信 振興課長 木暮富人  
教育課長 渡邊 積 会計管理者 渡邊安司

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 三浦進一  
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第35号 令和3年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第3号)  
日程第4 議案第36号 令和3年度鳴沢村簡易水道事業特別  
会計補正予算(第1号)  
日程第5 議案第37号 令和3年度鳴沢村介護保険特別会計  
補正予算(第1号)

- |       |                |                               |
|-------|----------------|-------------------------------|
| 日程第 6 | 同意第 4 号        | 鳴沢村固定資産審査委員会委員の選<br>任に同意を求める件 |
| 日程第 7 | 同意第 5 号        | 鳴沢村固定資産審査委員会委員の選<br>任に同意を求める件 |
| 日程第 8 | 同意第 6 号        | 鳴沢村公平委員会委員の選任に同意<br>を求める件     |
| 日程第 9 | 委員会の閉会中の継続調査の件 |                               |

---

再開 午後 2 時 5 9 分

**議長（三浦直樹君）** 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

---

### ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

**議長（三浦直樹君）** 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、渡辺次男君、小林清一君を指名いたします。

---

### ◎日程第 2 諸般の報告

**議長（三浦直樹君）** 日程第 2、諸般の報告を行います。

令和 3 年第 1 回定例会以降に開かれました、一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。報告者は自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、3 番 渡辺宗司君。

**3 番（渡辺宗司君）** 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合第 1 回定例会についての報告をさせていただきます。

3 月 2 4 日午前 1 0 時より招集され、会議が行われました。議員 1 8 名と会議事件説明のために梶原先勝組合長をはじめ、事務局 3 名の出席がありました。

本会議の会議事件は 5 件で、内容につきましては、まず日程第 1 として、会議録署名議員の件では、議長から指名がありました。

次に、日程第2として、会期決定の件では、当日1日間と決定しました。

次に、日程第3として、議案第1号令和3年度一般会計予算についての件では、原案として歳入歳出それぞれ9,280万4,000円とし、前年度当初予算よりも1,056万9,000円のマイナスで、主な理由としては、新型コロナウイルスの影響により、富士スバルライン沿線美化推進協力会会計繰入金が前年比マイナス1,175万円となったためであります。予算は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4として、議案第2号令和3年度富士スバルライン沿線美化推進協力会会計予算についての件では、原案として歳入歳出それぞれ1,800万2,000円とし、前年度当初予算よりも1,899万9,000円のマイナスで、主な理由としては、新型コロナウイルスにより前年度と同様に大沢売店の出店見送りなどが大きく影響しているためであります。予算は原案のとおり可決されました。

また、この説明の中で、樹海台駐車場拡幅工事が令和3年度より着工が開始されるとの報告がありました。

次に、日程第5として、議案第2号公平委員会委員選任の件では、前任者の任期切れにより、新たに小立地区の古屋嘉一氏が選任されました。

なお、会期中、全員協議会が開催され、前回の全員協議会で決定した富士山噴火緊急減災防災計画に対する要望書を山梨県に提出したことの報告がありました。これは入会の権利に対する補償について、県に要望したものであります。

最後に、令和2年度末で退職されることになった事務局の三浦勝一氏から退任の挨拶がありました。

以上で、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合第1回定例議

会についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 河口湖南中学校組合議会、3番 渡辺宗司君。

**3番（渡辺宗司君）** 河口湖南中学校組合議会定例会についての報告をさせていただきます。

3月24日14時より招集され、会議が行われました。

議員15名と会議事件説明のために、河口湖南中学校組合組合長 渡辺喜久男富士河口湖町長、副組合長 小林 優鳴沢村長、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合 梶原先勝組合長をはじめ、執行部3名、教育委員4名及び校長の出席がありました。

本会議においての会議事件は4件で、会議録署名議員の指名があり、会期が24日の1日間と決定されました。

次に、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（補正予算）で、歳入歳出それぞれ325万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億9,249万6,000円とするもので、歳入は分担金、歳出は教育振興費（タブレット端末用接続ルーター・初期設定費用）とするもので、原案のとおり承認されました。

次に、議案第1号令和3年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出予算で、歳入歳出それぞれ2億7,458万1,000円で、原案のとおり可決されました。

最後に、古屋義幸校長が定年退職を迎え、挨拶をされました。

以上で、令和3年第1回河口湖南中学校組合議会定例会についての報告を終了いたします。

**議長（三浦直樹君）** 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第3 議案第35号 令和3年度鳴沢村一般会計補正  
予算（第3号）

◎日程第4 議案第36号 令和3年度鳴沢村簡易水道事業

## 特別会計補正予算（第1号）

### ◎日程第5 議案第37号 令和3年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）

**議長（三浦直樹君）** 日程第3、議案第35号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）から日程第5、議案第37号令和3年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 三浦雄一郎君。

**予算決算常任委員長（三浦雄一郎君）** 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第35号令和3年度鳴沢村一般会計補正予算（第3号）から、議案第37号令和3年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第1号）までの3議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会期日程に従い、本日開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された3議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（三浦直樹君）** 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長 (三浦直樹君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長 (三浦直樹君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第35号から議案第37号までの3件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案について、委員長報告は可決であります。

議案第35号から議案第37号までの3件は、委員長の報告どおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長 (三浦直樹君)** 起立全員です。したがって、議案第35号から議案第37号までの3件は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎日程第6 同意第4号 鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件

◎日程第7 同意第5号 鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件

**議長 (三浦直樹君)** 日程第6、同意第4号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件及び日程第7、同意第5号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件の2件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

**村長 (小林 優君)** 同意第4号鳴沢村固定資産評価審査委員会委

員の選任に同意を求める件及び同意第5号鳴沢村固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります渡邊喜美男氏及び佐藤光徳氏が6月30日をもって任期満了となることを受け選任するものですが、後任といたしまして、鳴沢村3372番地、渡辺千秋氏及び鳴沢村699の1番地、渡辺重夫氏を選任したいと思います。

ご存じのように、お二方ともに優れた識見を持ち、適任と認められますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより、同意第4号及び同意第5号の2件を一括して採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（三浦直樹君）** 起立全員です。よって、同意第4号及び同意第5号の2件は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

**◎日程第8 同意第6号 鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件**

**議長（三浦直樹君）** 日程第8、同意第6号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 同意第6号鳴沢村公平委員会委員の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

委員であります渡辺正士氏が6月24日をもって任期満了となることを受け選任するものですが、後任といたしまして、鳴沢村1628番地8、渡辺永輝氏を選任したいと思っております。

ご存じのように、人格高潔で人事行政に関し識見を有し、適任と認められますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

**議長（三浦直樹君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長（三浦直樹君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 討論なしと認めます。

これより同意第6号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

**議長（三浦直樹君）** 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

---

### ◎日程第9 委員会の閉会中の継続調査の件

**議長（三浦直樹君）** 日程第9、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**議長（三浦直樹君）** 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（三浦直樹君）** 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて令和3年第2回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後3時15分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年6月18日

議会議長

署名議員

署名議員